



2024 年度教育要求・提議書

1. 1966 年にユネスコにおける特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」、CEART 勧告を尊重して教育行政をすすめること。
2. 貴教育委員会がすすめる教育行政は憲法と教育の条理にもとづいてすすめること。
3. 政治の教育への不当な介入を許さず、教育の自由、教職員の政治的自由を尊重すること。
4. 労使慣行を尊重し、事前協議は誠意をもってつくすこと。
5. 組合から交渉の申し入れがあれば「誠実団交義務」を守って、交渉をおこなうこと。勤務・労働条件に影響する変更は、全教豊中教職員組合と必ず事前協議を行うこと。
6. 組合事務所の移転先について、組合差別をしないこと。豊中市教育委員会として責任を持って対応すること。
7. 教職員の長時間労働が社会的に問題になっている。豊中市においても多くの教職員が勤務時間内に仕事が終わらない状況である。ゆきとどいた教育を保障するために、教職員がゆとりをもって教育活動できる環境整備をすすめる必要がある。
 - ① 国・府に対してさらなる少人数学級や教職員定数増を求めること。
 - ② 35 人学級を前倒し実施するとともに、豊中市としてさらなる少人数学級をすすめ、教職員の負担を軽減し、子どもたちへのていねいなかわりができるようにすること。
 - ③ 「持ち授業時間数」を減らして、勤務時間内に教材研究する時間を保障すること
 - ④ 年度当初に、新年度教育計画を進める上で必要な人的（首席補助・時間講師等）な教育環境整備を行うこと。
 - ⑤ 職員の勤務時間外にあたる、朝登校してくる児童の安全管理のための見守り体制を整えること。
 - ⑥ 前倒し任用（事前任用）をフルに活用して、7 月末までに産休に入る人が安心して休めるようにすること。
 - ⑦ 高学年で教科担任制をおこなうなら、専科の人員配置を増やし負担軽減をはかること。
 - ⑧ 外国から転入してきた児童・生徒の授業補助時間数を増やすことで、学級担任の負担軽減をはかること。人的な支援を拡充すること。
8. 転勤は教職員の勤務労働条件の大きな変更である。
 - ① 産休中、病休中の異動は行わないとともに、産休明け、病休明けの、本人が希望しない異動は行わないこと。
 - ② 希望しない短期年限の職場異動は、おこなわないこと。
9. 国際機関 ILO・ユネスコ共同専門家委員会（CEART）は大阪府がすすめる教員評価制度が「教員の地位に関する勧告」（1966 年）から逸脱していると批判し、その「根本的な再検討」を求めている。（2008 年）教育は教職員が協力し合い、子どもの人間的な成長を保障する営みである。しかし、「評価・育成システム」はそれぞれが目標達成、成果を出すためのとりくみが強いられている。自己申告票の書き直しによる負担も増えている。また、納得のいかない評価基準による評価結果など、教職員からの不満の声が毎年うまれている。

- ① 「評価・育成システム」をおこなわないこと。
 - ② 「苦情審査会」は独立した「第三者機関」とすること。
- 1 0. 労働安全衛生法に基づく学校環境、勤務労働条件を整えること。
- ① 豊中市学校施設事業場労働安全衛生委員会で、労働者委員の選出方法を今年度から突然変更した経緯を明らかにすること。また、「委員会を設けるべき事業者以外の事業者」が講ずるべき、関係労働者の意見を聴くための機会を具体的に設けること。
 - ② 着信履歴の残る電話機にすること。
 - ③ 教室・職場が快適な室温環境になるために最上階教室の屋上の遮熱対策を施すこと。
 - ④ 快適な作業環境にするため、特別教室準備室のエアコン設置をすすめること。
 - ⑤ 職員用トイレに温水シャワー付き暖房便座を設置すること。また、洋式化をすすめること。
 - ⑥ 教育委員会等が主催する授業研究発表会開催校の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。
休憩時間が保障されない、長時間勤務の実態を是正すること。
 - ⑦ ハラスメントのない快適な職場環境づくりをすすめること。令和4年11月施行の「豊中市ハラスメント指針」を組合などの声も聞いて改善をすすめること。
 - ⑧ アスベストの危険性について正確な情報を教職員に周知すること。
- 1 1. 教職員の勤務負担軽減・労働条件の改善を抜本的におこなうこと。
- ① 文科省「働き方改革（平成31.3.18通知）」が指摘する「適正な勤務時間の設定」を検討すること。勤務時間前の出勤を前提とした各学校の教育計画について、その改善策を豊中市市教委として示すこと。
 - ② 出退勤システムを活用し長時間労働の原因を分析し、長時間労働の解消につなげること。
 - ③ 「新出退勤システム」「校内支援システム」「コドモン」導入等にともない、データ入力作業やデータ確認作業など新たな負担が生じている。生じた問題・課題について、誠実に対応すること。
 - ④ 教職員が分担しておこなっている施設・設備の安全点検を専門性のある人が行うこと。
 - ⑤ 運動会・体育大会において日射病、熱射病の危険性が増している。テントの設置・撤去が教職員の大きな負担になっている。軽減するための予算化を行うこと。
- 1 2. 臨時教職員の勤務労働条件のさらなる改善をすすめること。
- ① 会計年度職員（非常勤講師）の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。
 - ② 非常勤講師の賃金、交通費、一時金、有給休暇、健康保険、研修などの待遇改善が引き続き行われるよう府に強く働きかけること。
 - ③ 希望する臨時教職員の雇用保障をおこなうとともに、均等待遇に向けた方途の検討を早急にすすめること。
 - ④ 人員不足を解消するためにも市費講師（任期付常勤職員・会計年度職員、非常勤職員等）の賃金面での待遇改善をさらに行うこと。
 - ⑤ 健康診断の公費負担の範囲を拡大すること。
- 1 3. 教育条件の充実・整備をすすめること。
- ① 郷土資料館を有効に活用するために、バスの借り上げ運行を行い、市内すべての地域の子どもたちが現地で学習することを保障すること。
 - ② 小学校3年生の子どもたちが公共施設の役割の一つとして具体的に学習する公共図書館を、歩いて行ける場所に今後とも維持し、なくさないこと。

- 1 4. 学校・教室環境を改善すること。
 - ①児童・生徒の教室ロッカーが少ない等の問題をもつ教室は改修を行うこと。また、今のランドセル規格にあったロッカーを設置すること。
 - ②机の広さを教科書サイズに合わせたものに改善すること。
 - ③音がうるさく、体育館での授業に支障をきたす現状の冷風扇ではなく、避難場所となることも想定し、空調（エアコン）設置への計画をたてること。
- 1 5. 学校を統廃合するのではなく、世界では当たり前の小規模な学校のよさを生かした学校づくりをすすめること。
 - ①義務教育学校・「学園制」小中一貫校計画を幅広く市民に知らせ、子ども・保護者・地域住民、教職員の声を聞いてすすめること。
- 1 6. 教員免許更新制の廃止と教育公務員特例法一部改正にかかわって教員免許更新制の廃止の一方、教育公務員特例法を一部改訂して「研修などに関する記録」を行うことを義務付けた。「研修の記録」は、あらたに教職員の業務負担を著しく増大させる。「研修の記録」は自主的・主体的な研修を教育委員会が縛ることとなり、教職員の資質向上にマイナスに働くと考える。
 - ①憲法に保障された「学問の自由」に基づく教育研究活動を保障すること。
 - ②研修は教職員の権利であり、個々の自主性を尊重し、承認研修の対象を拡大するなど、自主的研修を保障すること。
- 1 7. 学習指導要領はあくまで大綱的な基準である。
 - ① 学習指導要領が述べる「各学校においては…教育課程を編成するものとする」ことを確認するとともに、各学校の教育課程編成権を尊重すること。
 - ② 校内の教育活動以外の研究指定校等については「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3.18通知）」にあるように大胆に見直すこと。
 - ③大幅に標準授業時数をこえている学校がある。教職員への負担が大きいとともに、子どもにとっても負担になっている。この点を改善すること。
- 1 8. 教職員の負担増と子どもの自尊感情の低下につながり、法令上の権限を逸脱している大阪府新学力テスト（すくすくウオッチ）の中止を大阪府に求めるとともに、豊中市として参加しないこと。中学校生活が歪められ、重大な問題点をもったチャレンジテストを中止するように大阪府に強く申し入れること。
- 1 9. 「教員不足」を解消するため必要な新規採用者数を増やすこと。
- 2 0. 文科省「適正規模・適正配置等の手引き」（平成27年）で指摘する問題を解決するための措置をとること。
 - ①過大規模、大規模校の問題解消に向けての計画をたてること。
 - ②大規模校での負担軽減のための図書館司書の複数配置をおこなうこと。
- 2 1. 庄内さくら学園の経験を生かして、南校（仮称）の学校施設・教育環境の整備をすすめること。
また、職場教職員の声を聞いて、千成小・庄内南小の同居時期の職場環境の条件整備をすすめること。
- 2 2. 学校給食について、地球環境を考え、子ども本位の抜本的な対策を行うこと。
 - ①学校給食の無償化を進めること。
 - ②民間に任せるのではなく、直営の方向性をさぐること。
 - ③食育、アレルギー対応などに対する教員の負担を軽減するため、全校に栄養教諭の配置をおこ

なうよう大阪府に要望すること。

④国産・有機の食材を使用すること。安全性に不安のある食材は必要な検査をおこなうこと。

⑤食品ロスやプラスチック使用についての問題を解消する学校給食をすすめること。

23. 地震・大型台風、洪水・内水氾濫を想定した学校の教育環境の整備を早急にすすめること。

①教室などの窓ガラスを強化やガラスが飛散しない長期・短期の計画をたてること。

②体育館トイレの洋式化をすすめること。

③南部地域における学校施設を利用した避難場所対策の具体化をはかること。

24. UNESCO 世界報告書「教育におけるテクノロジー：誰の条件に応じたツール」（2023）は ICT 教育に警鐘を鳴らし、「適切な使用」をよびかけている。

①ICT 教育を進める上で、ICT 支援員は教職員の負担軽減に欠かせない。来年度も継続して配置できるようにすること。

②どのような授業方法をおこなうかは「教育をつかさどる」教諭に委ねられている。一律のタブレット使用を押し付けないこと。

25. 不登校、教室に入れない児童・生徒が増加している。始業前や放課後指導も含め個別の対応が必要なケースもある。授業中に個別指導ができないため、休憩時間に指導をすることもある。SC, SSW との面談や保護者の相談、外部機関とのカンファレンスなどの時間も必要である。そのために勤務時間が圧迫されている。個別指導の場所が確保できないため、校長室、保健室、廊下の一角などを整備する必要がある。

不登校や教室に入れない児童・生徒の対応に関わる人員増、環境整備を行うこと。

26. 支援学級在籍の児童・生徒の増加、多様化で慢性的な人手不足の実態がある。児童・生徒の安全確保はもちろんのこと、指導上も介助員とのチームワークは必要不可欠である。

また、今年度より介助員の仕事として通級指導教室に入室する児童・生徒の通常学級における介助の仕事も加わった。介助員の大幅増を要求する。

27. 1 校に 1 基のエレベーター設定はもちろんのこと、渡り廊下でつながるなど一か所のエレベーターで校舎内の移動が対応できない学校については校内の必要な場所への移動ができるエレベーター設置を要求する。必要なエレベーターが設置できていない学校は、児童・生徒の移動は教職員が抱きかかえたり階段昇降機を使用したりする必要がある、心身ともに負担が大きい。

28. 支援コーディネーターの選任により研修が進み、校内委員会やケース会議が増えなど特別支援教育の充実が図られているが、専門的知識や経験を要する支援コーディネーターの仕事量が激増している。SC, SSW との面談の時間も必要である。支援コーディネーターの専任化を要求する。

29. 巡回相談の事業において、巡回相談員の一部を通級指導教室担当者が受け持っている。巡回相談の時間の通級指導教室の補充指導や相談準備のための時間で仕事量が増加している。専任の巡回相談員を置くことを要求する。

30. 養護教諭の労働過重解消のための大幅定数増を求めます。

①養護教諭の労働内容は質・量ともに急激に変化しており、今の配置基準では労働過重である。心身の健康に配慮を要する児童生徒が増えていることや、感染対策・体調不良者の対応で、養護教諭の負担はさらに増大している。負担軽減のための改善策を示すこと。